

第2 開発計画と許可申請

1 区域の選定と開発計画

開発予定区域の選定に当たっては、水害、がけくずれ、地すべり等の危険のおそれのある土地を避けることはもちろんのこと、当該土地並びに周辺における公共公益施設の現状や都市計画の内容、都市計画事業の進捗状況を調査し、当該開発計画を行う上でどのような問題点が生じるかを考察する必要があります。また、土地についての規制を定めた様々な法令もあり、これを満たしていることも必要です。これらの事項について十分な調査、検討を怠ると思わぬ事業費の増大をきたす等事業計画に多大な影響を与えますので、区域の選定は特に慎重な配慮が必要です。

2 開発計画事前協議等

都市計画法の意図する目的を十分に果たすとともに開発許可申請者の利便を図るため、許可申請に先立ち事前相談のほか関係部局、関係機関で構成する開発計画事前協議会において、開発に係る総合調整を図ることとしています。

(1) 事前相談

許可申請書の作成、手続き方法及び設計上の注意等についての相談を住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課で受けています。

特に市街化調整区域内で開発行為を行う場合は、必ず事前相談を受けてください。

(2) 開発予定標識の設置

開発計画事前協議申請日の14日前までに「開発予定標識（様式3）」を設置し、設置後速やかに「開発予定標識設置（変更）報告書（様式4）」（開発予定標識を撮影した写真（遠景、近景）、開発区域位置図を添付すること）を住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課に提出してください（高さが10m以下の自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為については、開発予定標識の設置は不要です）。

なお、開発予定標識の近景の写真は、標識に記載された内容が明確に判るものとしてください。

※「開発予定標識設置（変更）報告書」は電子メールでも提出できます。詳しくは、市HPをご確認ください（https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/life/densi_teisyutu_hyosiki_tyakusyu.html）

(3) 事前説明

近隣住民に対し、開発計画に関する説明を行い、開発計画事前協議の申請日までに「事前説明（変更）報告書（様式6）」に、近隣説明で使用した「別表2-2」の図書を添えて、住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課に提出してください（高さが10m以下の自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為については、事前説明は不要です）。事前説明の方法は福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例を準用します。

説明方法の詳細は「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例－解説」をご参照ください。また、住民の留守や市外在住等の理由により対面での説明が困難な場合には、同解説の『条例第11条第5項「近隣住民の長期不在その他その責めに帰することができない事由」について』を踏まえて、報告書を作成してください。

※福岡市が所有する里道、水路のうち、別表1の同意・協議の対象となるものについては、説明対象から除きます。

※盛土規制法に基づくみなし許可に該当する場合、盛土規制法に基づく説明範囲についても事前説明の必要があります。説明の範囲は、開発許可に基づく事前説明の範囲と異なる場合があります。

(4) 開発計画事前協議会

「開発計画事前協議申請書（様式 1）」に「別表 2-3」の図書を添えて、紙 1 部と電子データにより、住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課へ提出してください。

毎週水曜日の正午（閉庁日の場合は直前の開庁日の正午）を提出の締切とし、原則として翌々週の火曜日に現地審査を開催します。また、必要に応じて関係各課と個別協議を行ってください。

① 開発計画事前協議申請書の作成要領

ア 開発計画説明書（様式 2）

開発行為を行う理由（市街化調整区域の場合）、開発予定建築物（用途、構造、階数、延べ面積、高さ）、福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の適用の有無、計画戸数及び人口、進入路及びその他の道路計画、排水計画及び下水道計画、上水道給水計画、公共公益施設、開発工事施行年度計画、開発区域内の土地の現況、資金計画、土地利用、公共施設整備計画、街区設定計画及びその他必要事項を記入してください。

イ 添付図書（別表 2-3）

図面は、「別表 3 設計図の作成要領」を踏まえ、方位・方向を揃えて作成してください。

(ア) 開発区域位置図（縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の都市計画図）

(イ) 公図（字図）

道路（茶色着色）、水路（水色着色）、開発区域及び周辺の所有者、地目、地積を明示し、転写者を記名してください。

(ウ) 現況図（1/300～1/1,000 の縮尺）

地形、開発区域の境界並びに開発区域の周辺の用途地域、都市計画、道路及び水路を色分けしてください。道路幅員、水路幅を明示してください。また、複数の用途地域等に跨っている場合は、用途地域等の境界線を明示してください。

(エ) 土地利用計画図（1/300～1/1,000 の縮尺）

開発区域の境界、道路、公園、上下水道その他公共施設の位置及び形状、擁壁の位置及び構造、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益施設などについて、凡例等を用い明示してください。

(オ) 造成計画平面図及び断面図（1/300～1/1,000 の縮尺）

開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ、のり面及び擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配を明示してください。

(カ) 給排水計画平面図（1/300～1/500 の縮尺）

給水施設の位置、形状、消火栓の位置、集水区域の区域界、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示してください。

(キ) 樹木・樹林・表土の現況図（1/300～1/1,000 の縮尺）

開発規模が 1ha 以上の開発については、原則として樹木（高さ 10m 以上）の位置・樹種・樹高・胸高直径、樹林（高さ 5m 以上かつ面積 300 m² 以上）の位置・種類及び表土の状況を明示してください。

② 電子データの提出要領

- ・電子データは PDF 形式として 1 つのファイルとしてください。
- ・図面等は 13MB を超えない範囲で可能な限り鮮明なものとしてください。（なるべく CAD 等から直接 PDF 化したものとしてください。）
- ・窓口で修正が生じた場合は、職員の指示に従ってください。
- ・提出の締切を厳守してください（遅れた場合は翌週の締め切りとなります）。
- ・電子データは以下の要領で電子メールに添付して送付してください。

提出先 「kaihatsu-zumen@city.fukuoka.lg.jp」

メール件名 「(事前協議申請書) ●●区●●丁目 (申請者名)」

ファイル名 「(事前協議申請書) ●●区●●丁目 (申請者名).pdf」

※提出先、メール件名、ファイル名が誤っている場合は処理が遅れる可能性があります。

(5) 開発計画事前協議会終了後の準備

開発計画事前協議会の終了後、許可申請書を提出する前に次の準備をする必要があります。

- ア 開発行為に関係のある公共施設の管理者と協議し、同意を得ること。
- イ 大規模開発の場合は、法に定める者と協議を行うこと。
- ウ 開発行為の妨げとなる権利を有する者の施行同意を得ること。
- エ 他の法令により許認可等を必要とするものについては、その手続きを行うこと。

(6) 同意・協議の手続き

同意・協議が必要な場合（別表 1 参照）は、協議願書「都市計画法第 32 条による協議について（様式 8）」を表紙にして必要書類を綴じて、同意・協議の必要な関係部局に提出してください。

3 開発許可申請書等の作成要領

開発行為の許可を受けるには、申請書、計画図面その他必要な書類（別表 2-4 参照）を作成し、申請しなければなりません。書類、図面等の作成には、都市計画法、施行令、施行規則、市条例及び市規則によるほか、以下の要領で作成してください。

注 1 開発規模、開発地の状況、利用目的、法第 34 条適用条項等によって申請書類が異なる場合がありますので注意してください。

注 2 別表 2-4 において、

※印を付した書類は、自己の居住用^{注1}又は自己の業務用^{注2}のための開発行為で規模が 1ha 未満の場合は不要です。

○印を付した書類は、1ha 未満の開発行為については不要です。

△印を付した書類は、盛土規制法に基づくみなし許可の際に添付が必要です。

注 1 自己の居住用…申請者自らの生活の本拠として使用することをいい、申請者は個人に限られる。法人が従業員宿舍の建設、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は該当しない。

注 2 自己の業務用…当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済的活動が行われることであり、分譲住宅、賃貸のための住宅の建設、貸事務所、貸店舗等のための開発行為は該当しない。

注 3 法人による開発許可の申請において、その申請者が、代理人である支店の場合は以下のことに留意して申請を行ってください。

1. 「開発計画事前協議申請」は、本店、支店どちらで行ってもかまいません。

2. 「法第 32 条協議」は、本店、支店どちらで行ってもかまいません。

3. 「開発許可」申請時には、

ア 申請者欄の記載は、本店の住所、法人名、代表者名を記入し、上記代理人として支配人（支店）の住所、支配人名（法人支店名及び支店長名）を記入してください。

イ 本店の法人登記事項証明書、最近の事業年度における法人税（国税）に関する納税証明書、宅地造成に関する事業経歴書を添付してください。

ウ 代理人が、支配人登記をしている支店の支配人以外の場合は、本店の委任状及び印鑑証明書を添付してください。

4. 開発許可後のその他の申請、届出（着手届等）は支店で行ってもかまいません。（開発行為変更許可申請、地位承継届及び地位承継承認申請は除く。）

5. 開発工事の完了公告は、開発者名を本店で公告します。

[開発許可申請書ほか関係書類]

(1) 開発行為許可申請書 (様式 9 の 1)

申請書に必要事項を記載の上、以下の必要書類及び図面を添付して正本 1 部、副本 1 部 (様式 9 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの) を住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課に提出してください。

(2) 申請者の住民票又は登記事項証明書

申請者が、個人の場合は申請者の住民票、法人の場合は法人の登記事項証明書を添付してください。

(3) 法第 34 条の各号に関する申請に必要な図書

市街化調整区域内における開発行為の場合、法第 34 条各号に関する申請について、市長が必要と認める書類を添付してください。

(4) 資金計画書 (様式 10)

書式の示す方法で算定の上、添付してください。

(5) 申請者の納税証明書

法人は最近の事業年度における法人税 (国税) に関する納税証明書を、個人は最近の事業年度における所得税 (国税) に関する納税証明書を添付してください。

(6) 申請者の事業経歴書 (様式 11)

宅地造成に関する経歴を記載してください。

(7) 暴力団員等に該当しないことの誓約書 (様式 34)

申請者による誓約書を提出してください。あわせて、本人であることを確認するための書類 (申請者が、個人の場合は個人番号カード (個人番号を黒塗り)・運転免許証の写し又は個人の印鑑証明書のうちいずれか、法人の場合は法人の印鑑証明書) を添付してください。

(8) 工事施行者の法人登記事項証明書

工事施行者の法人登記事項証明書 (個人は住民票) を添付してください。

(9) 建設業者許可済であることを証する書類

工事施行者が建設業法第 3 条に規定する建設業者許可済であることを証する書類を添付してください。計画内容に該当する業種の許可が必要です。

(10) 工事施行者の工事経歴書 (様式 12)

宅地造成に関する経歴を記載し、添付してください。

(11) 設計者の資格調書 (様式 13)

調書に必要事項を記載してください。開発許可が 1ha 以上のものについては卒業証明書又は設計資格に関する免許証 (写の場合は原本と照合します。) を添付してください。

(12) 設計説明書 (様式 14)

設計説明書に必要事項を記載の上、添付してください。また公共の用に供する土地の管理、帰属に関する事項については、(公共施設の整備計画) に記載してください。開発区域を工区に分割したときは「開発区域内の土地の現況」及び「土地利用計画図」の工区別の内訳表を添付してください。

(13) 開発行為に関する同意の一覧表 (様式 15 の 1、15 の 2)

開発行為の実施に伴って変更又は廃止される公共施設や、新たに設置される公共施設については、当該公共施設の管理者と協議し、「開発行為に関する同意の一覧表 (様式 15 の 1)」、「公共施設の管理者の同意等を得たことを証する書面」及び「新たに設置される (従前の) 公共施設一覧表 (様式 15 の 2)」を添付してください。

(14) 権利者の施行同意書 (様式 16)

開発行為の施行等の妨げとなる権利を有する土地所有者等について同意を得て、様式の一覧表に必要事項を記載し、それぞれの同意者の本人であることを確認するための書類 (権利者が、個人の場合は個人番号カード (個人番号を黒塗り)・運転免許証の写し又は個人の印鑑証明書のうちいずれか、法人の場合は法人の印鑑証明書) を添付してください (申請者自身の同意は不要です)。

また、売買契約に基づき、登記における土地の権利を申請者に移転する予定がある場合は、同意書に代わり、「申請者と登記上の権利者との売買契約書の写し」の添付で差し支えありません。

(15) 土地の登記事項証明書

開発区域内の土地の登記事項証明書を添付してください。

(16) 公図（字図）

開発区域及びその周辺の町名と地番、道路（里道）、水路が表示された法務局備え付けのものの写しに開発区域の境界を朱書きで示したものを添付してください。

なお、道路（茶色着色）、水路（水色着色）、開発区域及び周辺の所有者、地目、地積を記入し、転写者の記名をしてください。

(17) 他の法令に関する許可等の写し

開発行為に関し、他の法令等に基づき許可等を必要とする場合は、その写しを添付してください。手続き中のものについては、その状況を示す書面を添付してください。

[設計図ほか関係書類]

※設計図には、設計者が記名をしてください。

(18) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書（様式 35）

盛土規制法に基づくみなし許可の対象となる造成工事を行う場合に添付してください。

(19) 設計図

設計図は、「別表 3 設計図の作成要領」及び「別表 4 設計製図凡例」に基づき作成してください。

(20) 計算書

ア 流量計算書

雨水、汚水等の水量計算については、「福岡市開発・盛土等技術マニュアル」により算出し、添付してください。なお、排水流域図、排水施設計画平面図等との照合符号を記入してください。

イ 構造計算書

鉄筋コンクリート造擁壁、無筋コンクリート造擁壁、ボックスカルバート、橋梁等の工作物を設置する場合は、構造計算書を添付してください。なお、設計図との照合符号を記入してください。

ウ 安定計算書

擁壁及び長大のり面等を施工する場合は、安定計算書を添付してください。

エ 工作物等の施設の能力に関する計算書

終末処理施設、給水施設等を施工する場合は、その能力について計算書を添付してください。

(21) その他

市長が必要と認める図書については、開発・盛土指導課の指示に従い提出してください。

4 許可後の手続き

(1) 工事着手届出書（様式 21）

許可を受けたときは、当該開発区域に「開発行為許可標識（様式 18）」を設置し、標識を撮影した写真（遠景、近景）を添付した「工事着手届出書（様式 21）」を速やかに提出してください。

工事管理者の連絡先は、休日、夜間、年末年始などの際の工事現場での不測の事態において、本市から工事管理者へ速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡先についても記載してください。

また、開発行為許可標識の近景の写真は、標識に記載された内容が明確に判るものとしてください。

※「工事着手届出書」は電子メールでも提出できます。詳しくは、市HPをご確認ください

(https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/morido/life/densi_teisyutu_hyosiki_tyakusyu.html)

(2) 開発行為変更許可申請書

許可を受けた開発行為の内容を変更しようとする場合、変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります（次項に掲げる軽微な変更を除く。）。なお、工事に係る変更の場合、許可を受けた後でなければ変更の工程に着手することはできません。

ア 開発許可申請と同じ要領で「開発行為変更許可申請書（様式 19 の 1）」を作成し、変更内容に関する資料、図面を添付して申請してください。

イ 変更許可申請書、設計説明書及び設計図は、変更後を朱書きとするなど、変更前後が対照できるように作成してください。

ウ 開発行為に関する工事をしようとする土地が新たに編入されない場合は、土地登記事項証明書及び公図（字図）は必要ありません。

(3) 開発行為変更届出書（軽微な変更）

軽微な変更に係る事項は、変更前後の内容を対照させた「開発行為変更届出書（様式 20）」及び変更内容に関する資料、図面を提出してください。

なお、軽微な変更への該当については、「第 1 法令の概要、9 変更の許可等（法第 35 条の 2）」を参照してください。

(4) 工事完了届出書（様式 22）

工事が完了（工区に分けた場合は工区別）した場合は、位置図、公図（原則として分合筆済）、土地利用計画（竣工）図及び工事写真（工種毎にインデックスラベルを付けること）、ミルシート、各種試験結果等を添付した「工事完了届出書」を作成し、住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課に必要部数を提出するとともに、公共施設の引継書を各管理者に提出してください。竣工図には作成者の記名が必要です。また、位置図、土地利用計画（竣工）図については、開発登録簿用に電子データの提出も必要です（作成、提出方法については、後掲の「(5) 開発登録簿用図面の提出」参照）。

毎週水曜日の正午（閉庁日の場合は直前の閉庁日の正午）を提出の締切りとし、原則として翌週の木曜日に現地で完了検査を行います（祝日や天候等の影響により日程が変更になる場合があります）。検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付します。

工事完了検査に備え、次項の表の各種工事工程に関する写真記録を行ってください。表に記載がない箇所においても、埋戻し等により現地検査時に目視確認できない箇所については、施工状況が判るよう適切に撮影を行ってください。特に構造に影響が大きい施設（擁壁、橋梁、ボックスカルバートなど）は詳細に施工状況の撮影してください。

写真撮影要領

種別	撮影時期	撮影内容
擁壁	掘削の完了	<ul style="list-style-type: none"> 掘削幅 基礎碎石の幅・厚み 捨てコンクリートの幅・厚み 敷モルタルの幅・厚み
	基礎配筋の完了	<ul style="list-style-type: none"> 上端筋の鉄筋径、ピッチ 下端筋の鉄筋径、ピッチ 継手部、コンクリートのかぶり
	壁配筋の完了	<ul style="list-style-type: none"> 前面筋の鉄筋径、ピッチ 背面筋の鉄筋径、ピッチ
	各コンクリート打設の完了	<ul style="list-style-type: none"> 基礎の幅、厚み 底盤の幅、厚み 縦壁の幅・高さ その他必要な幅、高さ、厚み等
	練積み造擁壁の下端から 2分の1の高さまで築造完了	<ul style="list-style-type: none"> 裏込め碎石等の下端等の厚み 止水コンクリートの幅・厚み 透水層の幅・厚み
	練積み造擁壁築造完了	<ul style="list-style-type: none"> 裏込め碎石等の上端等の厚み 擁壁の上端幅、高さ、勾配
	擁壁背面の埋め戻しの施行中	<ul style="list-style-type: none"> 一層ごとの厚さ、締固めごとの転圧状況 止水コンクリートの幅・厚み 透水層の設置状況 水抜き穴・パイプの口径
	※大臣認定擁壁は設置後に認定プレート又は刻印等の写真を撮影すること	
造成工事	排水施設の敷設完了	<ul style="list-style-type: none"> 管径や暗渠寸法 碎石等の厚み
	急傾斜面の段切り完了	<ul style="list-style-type: none"> 段切り幅
	地盤改良の施行中	<ul style="list-style-type: none"> 掘削の幅、延長、高さ等 打込長さ、杭径、位置、間隔等 施工状況（混合・攪拌、打設、埋め戻し等） 改良剤の投入量
	地盤改良の工事完了	<ul style="list-style-type: none"> 改良範囲の全景
下水道工事	「写真撮影要領(下水道)（福岡市道路下水道局）」を参照	
道路工事	「土木工事施工管理の手引き（福岡市） 8. 写真管理基準」を参照	
流域貯留 施設工事	掘削の完了	<ul style="list-style-type: none"> 掘削幅 基礎碎石の幅・厚み 基礎コンクリートの幅・厚み
	底版の配筋の完了	<ul style="list-style-type: none"> 底版の鉄筋径、ピッチ
	床版の配筋の完了	<ul style="list-style-type: none"> 床版の鉄筋径、ピッチ
	オリフィスの施工完了	<ul style="list-style-type: none"> オリフィスの寸法、設置高
水道工事	「水道工事施工管理基準 [土木編]（福岡市水道局） [4] 写真管理基準」及び「工事書類簡素化要領 土木工事編（福岡市水道局） 別表1」を参照	
その他	上記各工事の着手前の状況、その他市長が必要と認める工程	

※擁壁、排水施設、地盤改良等は種類、形状ごとに写真記録を行うこと。

(5) 開発登録簿用図面の提出

開発登録簿は、法第 46 条に基づいて市長が調製し保管することとなっています。開発登録簿は調書と図面で構成されており、本市ではこれらの調書と図面を保管しています。

この登録簿用図面は工事完了届出書と併せて住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課へ提出してください。

提出媒体は紙及び電子データとします。なお、検査等により、開発登録簿用図面の修正が発生した場合、修正した紙及び電子データの図面の提出が必要です。最終の図面が提出されないと検査済証が交付できませんのでご注意ください。

① 開発登録簿用図面の種類

ア 開発区域位置図

縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の都市計画図に開発区域を明示してください。

イ 土地利用計画（竣工）図

開発区域の境界、道路、公園、上下水道その他公共施設の位置及び形状、擁壁の位置及び構造、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公共施設などについて、凡例等を用い明示してください。

ウ 公図（字図） ※道路の帰属がある場合

開発区域を明示してください。

② 開発登録簿用図面の提出方法

ア 紙による図面（紙のサイズは問いません）

（ア） 工事完了届出書と併せて住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課へ提出してください。

イ 電子データの図面（A3 サイズ）

（ア） 電子データの図面はPDFデータで作成し、13MBを超えない範囲で可能な限り鮮明なものとしてください。（なるべくCAD等から直接PDF化したものとしてください。）

（イ） PDFデータは、開発区域位置図、土地利用計画（竣工）図の順で1つのファイルにまとめてください。ファイル名は「開発許可番号」「開発場所」「開発許可申請者名」を記載してください。

（ウ） 提出先は下記アドレスとし、メール件名は「開発許可番号」「開発場所」「開発許可申請者名」を記載してください。

提出先：「kaihatsu-zumen@city.fukuoka.lg.jp」

メール件名：「許可番号●-●_●●区●●丁目_（開発許可申請者名）」

ファイル名：「許可番号●-●_●●区●●丁目_（開発許可申請者名）」

※提出先、メール件名、ファイル名が誤っている場合は処理が遅れる可能性がありますので、ご注意ください

5 その他の申請、届出等

(1) 公共施設工事完了届出書

公共施設の工事のみが完了した場合は、竣工図、公共施設の用に供する土地の地積図並びに工事写真を添付して「公共施設工事完了届出書（様式 23）」を提出し完了検査を受けてください。検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付します。

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出書

許可を受けた開発行為を廃止する場合は、「開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式 24）」を提出してください。届出書には、当該工事の廃止の理由書、当該工事の廃止に伴う今後の措置、当該工事の廃止時における当該土地の現況図、廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画及び災害防止計画を示す図書を添付してください。

(3) 地位承継届出書

「地位承継届出書（様式 30）」に必要事項を記載の上、必要図書（相続の場合は承継者の戸籍謄本等、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書）を添付して提出してください。

(4) 地位承継承認申請書

「地位承継承認申請書（様式 31 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 31 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(5) 工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書

「工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書（様式 25 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 25 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(6) 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

「市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（様式 26 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 26 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(7) 予定建築物以外の建築等許可申請書

「予定建築物以外の建築等許可申請書（様式 28 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 28 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(8) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（様式 29 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 29 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(9) 開発行為等適合・開発行為非該当証明申請書

「開発行為等適合証明申請書（様式 31 の 1）」、「開発行為非該当証明申請書（様式 31 の 1）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して正本 1 部、副本 1 部（様式 32 の 1 をそれぞれ表紙に綴じたもの）を提出してください。

(10) 開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書

「開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書（様式 33）」に必要事項を記載の上、必要図書を添付して提出してください。

6 工事中の注意事項

工事の施行に当たり、次の事項に注意し災害防止に努めてください。

- (1) 工事の施行時には、現場責任者を常駐させること。
- (2) 工事の着手前に開発行為許可標識を設置すること。
- (3) 許可に係る図書を現地に常備すること。
- (4) 許可に際し付帯された条件を厳守すること。また、施行中に市より指示あるいは注意された場合はこれに従うこと。
- (5) 工事の内容に変更が予測される場合は、事前に協議を行い、変更の工程に着手するまでに変更の許可等を受けること。
- (6) 市規則第 16 条第 2 項の工事施行状況の報告が必要な場合は、工程に達する 2 日前までにその工程に達する旨を届け出なければならない。
- (7) 工事完了検査に備え、必要な写真や資料の管理を確実に行うこと。必要な写真や資料が不足する場合には、検査済証が交付できないおそれがあります。
- (8) 工事中は十分な防災及び保安処置を行うこと。
- (9) 隣接地との境界を明示し、隣接地に支障のない工事を行うこと。
- (10) 工事に使用する進入道路は、使用中損傷しないようにし、損傷した場合は常に補修を行い、工事完了後はただちに使用前の状態に復旧すること。
- (11) 既設道路に横断管布設又は道路沿いに工事を行う場合には、当該道路の管理者及び所轄の警察署の許可が必要であり、道路の通行止、片側通行等所定の交通標識を設けること。
- (12) 工事の施行のため必要な関係官公署その他に対する手続きは迅速に処理すること。
- (13) 測量標は、位置、高さの変動のないよう適切に保護すること。
- (14) 工事中は工事現場からの土砂等の流出による近隣の汚損が無いようにし、汚損した場合には清掃など適切に対処するとともに、工事が完了した場合は、工事現場の跡片付け並びに清掃を行うこと。
- (15) 工事完了に伴う必要な書類は、関係部局へ速やかに提出すること。

7 その他

- (1) 申請の際には福岡市収入証紙による手数料の納付が必要です。(手数料の額については、後掲の「福岡市建築関係手数料条例」を参照ください。)
- (2) 申請書類は指定の用紙を使用してください。
- (3) 事前相談及び申請の受付等は、開庁日の 9:15～12:00 に住宅都市みどり局建築指導部開発・盛土指導課の窓口で行っています。
- (4) 工事完了届出書の提出時には、公共施設の帰属に関する協議に基づいて登記手続き等、土地の帰属に関する事務手続きを迅速に行ってください。

別表 1

公共施設等に関する同意協議機関

公共施設等の種類	同意・協議先	同意・協議の内容
○ 基本計画	住宅都市みどり局 (都市計画課) (交通計画課)	基本計画(土地利用計画・人口計画・街区の規模及び構成)、公共施設の計画(区画街路・公園その他公共施設用地の配置)、都市計画道路の適否、地区計画
○ 道路	道路下水道局 (道路利活用推進課) 各区役所 国道事務所 県土整備事務所	道路の廃止、付け替え、用地の帰属、開発区域外道路との接続・道路の縦断線形・歩車道の分離・交通安全施設及び照明灯の設置・舗装の構造・道路側溝の構造・道路地下埋設物
○ 街路樹	住宅都市みどり局 (みどり運営課)	街路樹の樹種・配置・植樹帯の構造・樹木の帰属
○ 樹林地等の保全	住宅都市みどり局 (みどり企画課)	樹木・樹林・表土の保全
○ 公園・緑地	住宅都市みどり局 (みどり企画課) (みどり整備課) 各区役所	公園・緑地の位置及び面積・施設の整備内容・用地の帰属
○ 下水道施設	道路下水道局 (道路利活用推進課) 各区役所	下水道施設(下水道計画・雨水管渠・汚水管路・ポンプ施設・処理場)・水路の付け替え及び用地の帰属
○ 河川	道路下水道局 (道路利活用推進課) 各区役所 県河川課 県土整備事務所	河川改修・洪水調節池及び用地の帰属
○ 農業用水路	農林水産局 (農業施設課) 県土整備事務所	水路の付け替え・改修・洪水調節及び用地の帰属
○ 消防水利	消防局 (警防課)	消火栓・防火水槽の設置
○ 上水道	水道局 (東部管整備課) (給水審査課)	給水計画及び設計、施工、施設及び用地の帰属
○ 埋蔵文化財	経済観光文化局 (埋蔵文化財課)	埋蔵文化財の調査・保存
△ 教育施設	教育委員会 (学校計画第1課・学校計画第2課)	教育施設(小学校・中学校・高等学校)の配置及び面積
	市民局 (コミュニティ施設整備課)	公民館の位置及び面積

公共施設等の種類	同意・協議先	同意・協議の内容
福祉施設	こども未来局 (運営支援課)	保育所等の位置及び面積
医療施設	保健医療局 (地域医療課)	診療所等の位置及び面積
管理施設	市民局 (区政課)	各区役所の出張所等の位置及び面積
商業施設	経済観光文化局 (政策調整課)	小売店舗等の位置及び面積
消防署	消防局 (総務課)	消防署等の位置及び面積
警察署	県警察本部	交番等の位置及び面積
郵便局	日本郵便(株) 九州支社	郵便局・郵便ポスト等の位置及び面積
公衆電話	NTT(株)	公衆電話等の位置及び面積
一般廃棄物の 保管場所	環境局 (収集管理課)	一般廃棄物の保管場所の位置及び面積等
<input type="checkbox"/> 交通施設	住宅都市みどり局 (交通計画課) J R九州(株) 西日本鉄道(株) 昭和自動車(株)	輸送対策及び駅・バス停等の位置
交通施設	福岡県公安委員会	5ha以上の開発及び大規模店舗等の交通対策
<input type="checkbox"/> 電気施設	道路下水道局 (道路利活用推進課) 九州電力(株)	街灯等電気施設の設置
<input type="checkbox"/> ガス施設	西部ガス(株)	ガス施設の設置
公害防止 自然環境保全	環境局 (環境保全課) (環境調整課)	大気・騒音・振動・水質・土壌等に関する規制、 環境影響評価に関すること・貴重種等の保全
災害防止 その他	住宅都市みどり局 (開発・盛土指導課)	がけ崩れ・土砂崩れ等災害防止対策ほか都市計画法の 開発行為の規制に関すること
出入口	道路下水道局 (道路利活用推進課)	出入口位置
駐車場 ・駐輪場	住宅都市みどり局 (建築調整課) 道路下水道局 (駐車場施設課)	集合住宅における自動車保管場所と自転車・バイク置場の 設置に関すること 駐車場及び駐輪場等の附置義務制度に関すること

○印のもので必要なものは、協議書を開発許可申請書に添付してください。

△印のものは面積が 20ha 以上の場合は、協議書を開発許可申請書に添付してください。

□印のものは面積が 40ha 以上の場合は、協議書を開発許可申請書に添付してください。

提出書類一覧表

1 開発予定標識設置報告書

図書の区分	申 請 図 書 (添付書類を含む)	
1	開発行為予定標識設置 (変更) 報告書	(様式 4)
2	開発区域位置図 (標識の設置箇所を記載すること)	
3	開発予定標識を撮影した写真 (遠景、近景)	

2 事前説明報告書

図書の区分	申 請 図 書 (添付書類を含む)	
1	事前説明 (変更) 報告書	(様式 6)
2	開発計画概要書	(様式 5)
3	開発区域位置図	
4	現況図	
5	土地利用計画図	
6	造成計画平面図及び断面図	

3 開発計画事前協議申請書

図書の区分	申 請 図 書 (添付書類を含む)	
1	開発計画事前協議申請書	(様式 1)
2	開発計画説明書	(様式 2)
3	開発区域位置図	
4	公図 (字図)	
5	現況図	
6	土地利用計画図	
7	造成計画平面図及び断面図	
8	給排水計画平面図	
9	樹木・樹林・表土の現況図 (1ha以上の開発の場合)	

4 開発許可申請書 (法第 29 条第 1 項) ※正副 2 部

※印は、自己の居住の用及び 1ha未満の自己の業務用の開発行為については不要です

○印は、1ha未満の開発行為については不要です

△印は、盛土規制法に基づくみなし許可の際に添付が必要です

図書の区分	申 請 図 書 (添付書類を含む)	
1		開発行為許可申請書 (様式 9 の 1)
2		申請者が個人の場合は住民票、法人の場合は法人の登記事項証明書
3		法第 34 条の各号に関する申請に必要な図書
4	-1	※ 資金計画書 (様式 10)
	-2	※ 申請者が、法人の場合、最近の事業年度における法人税 (国税) に関する納税証明書 個人の場合、最近の事業年度における所得税 (国税) に関する納税証明書
	-3	※ 申請者の事業経歴書 (様式 11)
	-4	※ 暴力団員等に該当しないことの誓約書 (様式 34)
	-5	※ 申請者本人であることを確認するための書類 ・個人の場合、個人番号カード ^{注)} ・運転免許証の写し、個人の印鑑証明書のいずれか ・法人の場合、法人の印鑑証明書
5	-1	※ 工事施行者の法人登記事項証明書 (個人の場合は住民票)
	-2	※ 工事施行者が建設業法第 3 条に規定する建設業者許可済であることを証する書類
	-3	※ 工事施行者の工事経歴書 (様式 12)
6	-1	設計者の資格調書 (様式 13)
	-2	○ 設計者の資格証明書
7	-1	設計説明書 (公共施設の整備計画) (様式 14)
	-2	工区別の内訳表 (「開発区域内の土地の現況」及び「土地利用計画」)

8	-1	開発行為に関する同意の一覧表	(様式 15 の 1)
	-2	公共施設の管理者の同意等を得たことを証する書面	
	-3	新たに設置される（従前の）公共施設一覧表	(様式 15 の 2)
9	-1	権利者の施行同意書	(様式 16)
	-2	権利者本人であることを確認するための書類 ・個人の場合、個人番号カード ^{注)} ・運転免許証の写し、個人の印鑑証明書のいずれか ・法人の場合、法人の印鑑証明書	
	-3	地主との売買契約書（必要な場合のみ）	
10	-1	土地の登記事項証明書	
	-2	公図（字図）	
11		他の法令に関する許可等の写し	
12		△ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書	
13	-1	開発区域位置図	
	-2	現況図	
	-3	土地利用計画図	
	-4	求積図	
	-5	造成計画平面図	
	-6	造成計画断面図	
	-7	排水施設計画平面図	
	-8	給水施設計画平面図	
	-9	道路計画縦断面図	
	-10	道路計画横断面図	
	-11	排水施設縦断面図	
	-12	がけの断面図	
	-13	擁壁の断面図	
	-14	排水施設構造図	
	-15	道路構造図	
	-16	工作物構造図	
	-17	○ 防災計画書	
	-18	○ 開発区域の現況写真	
	-19	○ 排水流域図	
	-20	○ 樹木・樹林・表土の現況図（「現況図」と兼ねることができる）	
	-21	○ 樹木・樹林・表土の保全計画図（「土地利用計画図」と兼ねることができる）	
14	-1	○ 流量計算書	
	-2	構造計算書	
	-3	安定計算書	
	-4	工作物等の施設能力に関する計算書	
15		その他市長が必要と認める図書	

注) 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号は黒塗りしてください

5 工事着手届出書（市条例第 14 条）

図書の区分	申 請 図 書（添付書類を含む）	
1	工事着手届出書	(様式 21)
2	開発区域位置図（開発行為許可標識の設置箇所を記載すること）	
3	開発行為許可標識を撮影した写真（遠景、近景）	

6 開発行為変更許可申請書（法第 35 条の 2）※正副 2 部

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	開発行為変更許可申請書	（様式 19 の 1）
2	変更の対象となる図面、資料等（設計説明書及び設計図は、変更後を朱書とすること）	

7 開発行為変更届出書〔軽微な変更〕（法第 35 条の 2 ただし書き）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	開発行為変更届出書	（様式 20）
2	変更の対象となる図面、資料等（設計説明書及び設計図は、変更後を朱書とすること）	

8 工事完了届出書（法第 36 条）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	工事完了届出書	（様式 22）
2	開発区域位置図	
3	公図（原則として分合筆済）	
4	土地利用計画（竣工）図	
5	工事写真（工種毎にインデックスラベルを付けること）	
6	公共施設の引継書（各管理者に提出すること）	
7	その他市長が必要と認める図書（各種試験結果等）	

9 公共施設工事完了届出書（法第 36 条）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	工事着手届出書	（様式 23）
2	竣工図	
3	公共施設の用に供する土地の地積図	
4	工事写真	
5	その他市長が必要と認める図書	

10 開発行為に関する工事の廃止の届出書（法第 38 条）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書	（様式 24）
2	当該工事の廃止の理由書	
3	当該工事の廃止に伴う今後の措置	
4	当該工事の廃止時における当該土地の現況図	
5	廃止に伴い損なわれた公共施設の回復計画及び災害防止計画を示す図書	
6	廃止時点の現況写真	
7	その他市長が必要と認める図書	

11 公共施設工事完了届出書（市規則第 16 条）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	工事施行状況報告書	
2	その他市長が必要と認める図書	

12 許可に基づく地位の承継

(1) 地位承継届出書〔一般承継〕（法第 44 条）

図書の区分	申 請 図 書 （添付書類を含む）	
1	地位承継届出書	（様式 30）
2	承継の事由を証する書類	
3	開発区域位置図	
4	公図（字図）	

(2) 地位承継承認申請書【特定承継】（法第 45 条）※正副 2 部

※は自己の居住の用及び 1ha未満の自己の業務の用の開発行為については不要です。

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	地位承継承認申請書 (様式 31 の 1)
2	承継の事由を証する書類
3	土地の登記事項証明書
4	開発区域位置図
5	公図（字図）
6	土地所有権者等関係権利者の同意書
7	申請者の住民票、法人の場合は、登記事項証明書
8	※ 申請者の所得税（国税）に関する納税証明書、法人の場合は、法人税（国税）
9	※ 申請者の事業経歴書
10	その他市長が必要と認める図書

13 建築承認及び建築許可申請

(1) 工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書（法第 37 条第 1 号）※正副 2 部

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	工事完了公告前の建築物又は特定工作物の建築又は建設承認申請書 (様式 25 の 1)
2	開発区域位置図
3	公図（字図）
4	土地利用計画図
5	各階平面図及び立面図
6	工事工程表
7	その他市長が必要と認める図書（現況写真等）

(2) 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（法第 41 条第 2 項ただし書）※正副 2 部

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 (様式 26 の 1)
2	建築物概要書 (様式 27)
3	付近見取図
4	公図（字図）
5	現況図
6	土地利用計画図
7	各階平面図
8	2 面以上の立面図（当該許可申請が建築物の高さの制限に係る場合）
9	土地の登記事項証明書
10	その他市長が必要と認める図書（現況写真等）

(3) 予定建築物以外の建築等許可申請書（法第 42 条第 1 項ただし書）※正副 2 部

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	予定建築物以外の建築等許可申請書 (様式 28 の 1)
2	建築物概要書 (様式 27)
3	付近見取図
4	公図（字図）
5	現況図
6	土地利用計画図
7	各階平面図及び立面図
8	敷地断面図
9	土地の登記事項証明書
10	敷地求積図
11	その他市長が必要と認める図書（現況写真等）

(4) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（法第43条第1項）

※正副2部

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 (様式29の1)
2	建築物概要書 (様式27)
3	付近見取図
4	公図（字図）
5	現況図
6	土地利用計画図
7	各階平面図及び立面図
8	敷地断面図
9	土地の登記事項証明書
10	敷地求積図
11	令第36条第1項第3号に該当することを証する図書
12	その他市長が必要と認める図書（現況写真等）

14 その他の申請等

(1) 開発行為等適合証明申請書（規則第60条）※正副2部

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	開発行為等適合証明申請書 (様式32の1)
2	位置図
3	現況図
4	土地利用計画図
5	敷地断面図
6	敷地求積図
7	建築物平面図及び立面図
8	土地の登記事項証明書
9	公図（字図）
10	現況写真
11	その他市長が必要と認める図書

(2) 開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書（市条例第16条）

図書の区分	申請図書（添付書類を含む）
1	開発許可を受けずに開発された土地における行為届出書 (様式33)
2	位置図
3	現況図
4	土地利用計画図
5	敷地断面図
6	敷地求積図
7	建築物平面図及び立面図
8	土地の登記事項証明書
9	公図（字図）
10	その他市長が必要と認める図書（現況写真等）

別表 3

設計図の作成要領

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
開発区域 位置図	1/1000 ～ 1/5000	1 方位 2 開発区域（朱書き） 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置名称	
現況図	1/300～ 1/1000	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 地形 4 開発区域内及びその周辺の公共公益施設の位置及び形状 5 行為の妨げとなる権利を有する者の工作物等の物件 6 道路、水路（河川）の幅員 7 道路交点の地盤高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 等高線は 2mの標高差を示すもの ・ 開発区域周辺の土地利用状況を図示すること
土地利用 計画図	1/300～ 1/1000	1 方位 2 開発区域及び工区の境界（朱書き） 3 公共施設の位置及び形状 4 予定建築物等の敷地の形状 5 敷地に係る予定建築物等の用途 6 公益的施設の位置 7 緩衝帯の位置及び形状 8 給排水施設の位置、形状及び流向 9 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置形状及び名称 10 消防水利の位置及び形状 11 開発区域内外の道路の位置形状及び幅員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の幅員については、幅員の増減が生じる変化点の箇所毎に明示すること ・ 既存道路を拡幅する場合は、既存道路の部分、道路境界線を後退する部分及びこれらの全体についてそれぞれ幅員を明示すること

求積図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の面積 3 道路、水路、公園、広場等の公共公益施設を区別した空地の面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・座標、三斜により算出すること ・求積図のかわりに求積書を提出してもよい
造成計画 平面図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域及び工区の境界（朱書き） 3 切土又は盛土の部分 4 擁壁の位置、種類及び高さ 5 道路の位置、形状、幅員、勾配、中心線、延長及び交差点の計画高 6 調整池の位置及び形状 7 敷地の形状及び計画高 8 のり面（がけを含む）の位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土部は黄色の淡色に、盛土部は緑色の淡色に着色すること
造成計画 断面図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域境界位置 2 基準線（DL） 3 現況地盤面と計画地盤面（高） 4 切土、盛土の部分 5 がけ、擁壁、道路の位置、形状 6 がけ、擁壁の高さ 7 暗渠等構造物の位置、形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況線は細く、計画線は太く表示すること ・切土部は黄色の淡色に、盛土部は緑色の淡色に着色すること ・代表断面及び切土、盛土の前後の高低差の最も大きい箇所について作成すること ・区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの
排水施設計画 平面図	1/300～ 1/500	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域及び工区の境界（朱書き） 3 排水区域の区域界 4 水の流れの方向 5 吐口の位置 6 調整池の位置及び形状 7 都市計画に定められた排水施設の位置、形状、及び名称 8 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 9 排水管の勾配及び管径 10 人孔の位置及び人孔間距離 11 放流先の河川又は水路の名称、位置及び形状敷地の形状及び計画高 12 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 13 のり面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 14 予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものの

給水施設計画 平面図	1/300～ 1/500	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域及び工区の境界（朱書き） 3 配水及び給水施設の位置、種類、材料、延長、形状、管径 4 取水方法 5 消火栓、特排弁、仕切弁、空気弁等弁栓類の位置 6 予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい
道路計画 縦断面図	1/300～ 1/500	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点 2 勾配 3 現況地盤面（高） 4 計画地盤面（高） 5 単距離 6 基準線（DL） 7 道路記号、番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの
道路計画 横断面図	1/30～ 1/50	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点 2 勾配 3 現況地盤面（高） 4 計画地盤面（高） 5 舗装構成 6 排水施設等 7 幅員構成（車道、路肩、歩道） 	
排水施設 縦断面図	1/300～ 1/500	<ol style="list-style-type: none"> 1 測点 2 排水渠勾配及び管径 3 管底高 4 人孔の種類、位置及び記号 5 人孔間距離 6 基準線（DL） 7 排水施設記号 	
がけの断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 がけの記号 2 がけの高さ及び勾配 3 土質（土質が2種類以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 4 がけ面の保護の方法 5 現況地盤面 6 がけの前後の地盤面 7 小段の位置及び幅 	<ul style="list-style-type: none"> ・1mを超えるがけについて作成すること ・現況線は細く、計画線は太く表示すること

擁壁の断面図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 擁壁の記号 2 擁壁の寸法及び勾配 3 擁壁の材料の種類及び寸法 4 裏込めコンクリートの寸法 5 透水層の位置及び寸法 6 擁壁を設置する前後の地盤面 7 基礎地盤の土質 8 基礎杭の位置、材料及び寸法 9 鉄筋の位置及び径 10 水抜穴の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造のときは配筋図を記載すること ・φ75の水抜穴を3m²以内に1箇所設けること
排水施設 構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水施設の記号 2 開渠、暗渠、会所、吐口等 3 放流河川、水路の名称断面水位（高水位、低水位）及び吐口の高さ 	
道路構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の記号 2 道路の幅員構成 3 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 路勾配 5 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法 6 街路樹の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造のときは配筋図を記載すること
工作物構造図	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の名称及び記号 2 施設の寸法、材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等について作成すること
防災計画図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 等高線 4 計画道路、地区計画道路の位置 5 段切り位置 6 表土除去範囲 7 ヘドロ除去範囲及び深さ 8 工事中の雨水排水経路及び流土計画 9 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10 防災施設の設置時期及び期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当範囲の外周区域を包括したもの ・防災計画説明書を添付すること

開発区域の 現況写真	-	<ol style="list-style-type: none"> 1 開発区域の全景 2 各隣接地との境界の遠景 3 敷地内で特に高低差が大きい箇所 4 隣接する道路、河川、水路の遠景 5 撮影方向を記載した開発区域図 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮明な写真とすること ・対象区域が広大な場合は、様々な位置から写真を撮ること ・写真及び土地の平面図の撮影方向に共通の番号を付すこと ・周辺状況（前面道路、隣接地建物等）がわかるように撮ること
その他の写真	-	<p>完了検査申請時に必要な写真</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事着工前と工事完了後の写真 2 工事施工中の写真等 <p>※具体的な写真についてはP18を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工前と工事完了後の写真は、定点撮影とすること ・地盤調査の写真を添付する場合は、申請区域内で撮影されたことがわかるように、目印となる構造物や隣接地建物等を含めた写真を併せて添付すること（目印となる構造物や隣接地建物等が含まれていない写真や調査作業のみを撮影した写真など、当該申請区域内で撮影されたことが確認できない写真のみでは、根拠資料として認められません。）
排水流域図	1/1000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 集水系統ブロック別に色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れの方向 5 流量計算書との照合符号 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したもの
樹木・樹林・ 表土の現況図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 地形 4 樹木又は樹木の集団状況 5 切土又は盛土の部分の表土の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・等高線は2mの標高差を示すもの ・煩雑にならない範囲で現況図にまとめて図示してもよい
樹木・樹林・ 表土の保全 計画図	1/300～ 1/1000	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 地形 4 樹木又は樹木の集団の保全計画 5 切土又は盛土の部分の表土の保全計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・等高線は2mの標高差を示すもの ・煩雑にならない範囲で土地利用計画図にまとめて図示してもよい

別表 4

設計製図凡例

名 称	凡 例
開 発 区 域	朱 線
道 路	茶 色
水 路	水 色
切 土	黄 色 の 淡 色
盛 土	緑 色 の 淡 色
給 水 管	緑 色
汚 水 ・ 雑 排 水 管	橙 色
雨 水 管	青 色
建 築 物	桃 色
公 園 ・ 緑 地	黄 緑 色

設計製図凡例

名 称	凡 例
開発区域境界線	
工区境界	
BM・位置・高さ B	
練積み造擁壁	
コンクリート擁壁	
法面	
がけ面	
U型側溝	
L型側溝	
河川	
配水管	新設 DIP-GXE ϕ 100 既設 既設 H20 DIP-KE ϕ 100
給水管	新設 ϕ 40PP 既設 既設 ϕ 40PP
仕切弁	
雨水排水(管渠)	新設 既設
污水排水(管渠)	新設 既設
横断暗渠	□ - 300×300
ガードフェンス	
ガードレール	
落石防護柵	
有孔ヒューム管	
人孔	新設 { } 既設 { }
消火栓	消火栓(市型 or 町の式) 特殊排気弁(市型 or 町の式)
照明灯	() 書きで照明灯番号等記入
電柱等	丸電柱 NTT柱 () 書きで電柱等番号記入